

あなたの身近な相談相手

地域を見守る民生委員

民生委員は、地域の皆さんの相談相手となり、行政や専門機関とのパイプ役となる、身近な相談相手です。

「独り暮らしで不安だ」「子育てのことで悩んでいる」「福祉サービスについて知りたい」などの暮らしに関する事、困ったことなど、気軽に相談してください。

問合先 福祉課総務係 ☎35・4107

民生委員とは？

町会・自治会の推薦で地域から選ばれ、厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員です。民生委員は児童委員を兼務しています。任期は3年で、市内では12地区、235人が活動しています。そのうち24人は「主任児童委員」といい、児童委員活動を専門に行っています。

どんなことをする人なの？

独り暮らしの高齢者や子育て世帯などの家を訪ね、困りごとを確認し、

5月12日は
民生委員の日



民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容や身の上の個人情報などがほかの人に漏れる心配はなく、安心して相談することができます。

秘密は守ります

民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容や身の上の個人情報などがほかの人に漏れる心配はなく、安心して相談することができます。

住み慣れた地域がいつまでも安心して暮らせる場所であつたら良いと思って活動しています



利根根地区 民生委員・児童委員
内村 久美子 さん

志文児童館で月2回開催する親子ひろばを担当しています。ぜひ遊びに来てください



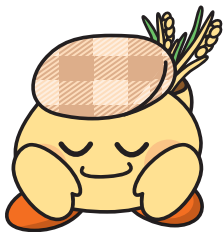
志文・南東地区 主任児童委員
高田 良子 さん

近所の方や町会・自治会と連携し、地域の見守り・訪問活動をしています。また、主任児童委員とも連携し、学校の状況や地域のこともたちの様子も見守っています。

私たちは普段から研修を受けたり勉強会を開いたりして、困っている方をどの機関につなげたらよいか日々勉強しています。相談者の役に立てたときが、民生委員をやって一番達成感があります。

どんなことでもいいので、心配事があれば地域の民生委員に声を掛けてください。

お住まいの地域の民生委員が分からない場合はお問い合わせください



市内14カ所で開催している親子ひろばで主に活動しています。また、学校訪問などで学校との関わりもあります。入学式で親子ひろばに来ていた子どもを見かけることがあり、地域のこどもの成長を身近で見ることができるとうれしく、やりがいにもなっています。

保護者からの相談を聞いていると、必要としているサービスを行政で提供していても、その方に伝わっていないということがあります。そんなときに情報をお届けできる「橋渡し」の立場でいたいと思っています。